



「東海仲人協議会（以下、協議会と称する）」の発足

2015年10月1日(木)より名古屋市内において、異なるスキルや業態を持ち日々活動している東海4県下(愛知・岐阜・三重・静岡)の「結婚相談室」が連携し活動強化を深める協議をする為、この会を設立する。

総則

第1条 (名称)

この団体は、東海仲人協議会【Tokai Matchmaker`s Conference】(通称TMC)という。

第2条 (事務所)

- 1、この組織の主たる事務所を名古屋市中村区横前町565におく。
- 2、この団体は、前項のほか、従たる事務所をおくことができる。

第3条 (目的及び事業)

- 1、この協議会は、広く一般の個人、企業に対して、成人男女の結婚を奨励し、健全な家族の創造の必要性を啓蒙する。特に日本社会で古くから美風とされる結婚アドバイザー(仲人)による紹介結婚を見直し、現在の多様化社会に適合する社会システムを再構築する事を提案していく。
- 2、将来的には、結婚相談事業者の資格認定制度の創設や結婚相談事業者への社会的信用を高める為の「マル適マーク」の指定等、社会的信用の確立を図る。
- 3、結婚を通じて、少子化社会の改善に正面から取り組み、結婚と家庭の創設に積極的に関与しかつ地域社会の発展に貢献する活動を行う事を目的とする。

第4条 (活動内容)

- 1、結婚相談事業の社会的信用の向上を図る活動
 - ① 国内外の最新の結婚情報の収集・公開。
 - ② 結婚相談業に関するセミナー開催。
 - ③ 結婚相談に関する産業界、学界、行政や諸外国との共同研究。
- 2、仲人(結婚相談事業者等)の教育・研修活動
 - ① 多様化社会に適合する結婚アドバイザー(仲人)の養成と教育事業。
- 3、前各号に掲げる活動を団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
 - ① 企業や団体等への結婚アドバイザー(仲人)導入を支援するあっせん事業。
 - ② 結婚アドバイザー(仲人)の養成とマル適マーク認定にかかる事業。

第5条 (会員)

- 1、正会員 この協議会の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- 2、入会については正会員3人の推薦者を要し、協議会の定める講習を受講後、検定試験に合格した者とする。

第6条 (役員)

任期は2年とする

第二期	理事長	小野内 有知
	理事	佐藤 正治
		内藤 宏明
		板倉 聖能
		杉浦 由実

第7条 (規約)

- 1、結婚アドバイザー(仲人)を本業としている。
- 2、会員の幸せな成婚を一番の目的として活動している。
- 3、オーナー自らが結婚アドバイザー(仲人)をやっている。
- 4、結婚アドバイザー(仲人)を一生懸命にやっている。
- 5、入会者の地域は一市郡につき2社(名古屋市内は1区につき2社)までとし偏らないようにする。
- 6、会員の料金について適正な価格で契約していること、HPなどに料金を提示していること。
- 7、会員とのコミュニケーションがしっかりとれていること。
- 8、相談室間の連携も密に取れること。(連絡がとれる・折り返しを必ずすること。)
- 9、独身証明書と学歴証明書(大卒以上)男性は所得証明書(源泉徴収票)、在職証明書を会員に必ず提出頂いていること。
- 10、契約書面と概要書面を取りかわしていること。
- 11、個人情報保護法に基づいた、自他会員の情報管理が徹底されていること。
- 12、会議の議事録、セミナーの情報発信は会の定める連絡ツールにて開示する。
- 13、フェイスブックのアカウントを持っている、もしくは作成すること。

